

令和5年 第4回定例会 意見案一覧

整理 番号	意 見 案	発 議	各派の態度					
			自	民	結	公	共	維
1	防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
2	私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
3	将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書	保険福祉	○	○	○	○	○	○
4	認知症との共生社会の実現を求める意見書	保険福祉	○	○	○	○	○	○
5	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書	食と観光	○	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主・道民連合)、結(結志会)、公(公明党)、共(日本共産党)、維(維新・大地)

意見案第1号

防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進を求める意見書

近年、大規模地震の切迫性や地球規模での気候変動等に伴う災害リスクの高まりなど、国土強靱化を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する中、本道においても、2018年の北海道胆振東部地震などにより甚大な被害が発生しているほか、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が切迫するなど、国土強靱化のさらなる推進は、本道にとって喫緊の課題となっている。

現在、国においては、令和3年度から7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、災害に屈しない国土づくりを進めており、本年6月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を改正し、「国土強靱化実施中期計画」を位置づけ、5か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、必要な検討を行うこととしている。

令和7年度で終了する5か年加速化対策後も、切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害等から、道民の生命と財産を守るためには、中長期的かつ明確な見通しの下、老朽化したインフラの更新・長寿命化など継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、地方の意見を十分に反映した上で国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
- 3 近年の資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、国土強靱化の取組が計画的に進められるよう、十分な予算の確保を図るとともに、予算の配分に当たっては、国土強靱化に必要な社会資本整備の遅れている地方に十分配慮し、地方負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

各通

北海道議会議長 富原 亮

意見案第2号

私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能について実践的な教育を行い、即戦力となる専門的職業人の育成に努め、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。

また、職業資格者を養成する地域の中核的な職業教育機関として、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や国や本道が行うキャリア教育の補完等のもとより、厚生労働省の行う離職者対策事業や文部科学省の行う地域産業の発展を支える人材育成事業においても重要な役割を果たしている。

このような中、国は、企業等と密接に連携して実践的かつ専門的職業教育に取り組む「職業実践専門課程」認定制度や産業界等と緊密に連携した実践的職業教育に重点を置く専門職大学及び専門職短期大学制度により、国際競争力の激化と産業構造の急速な転換に対応した職業教育を進めている。また、令和2年度から高等教育の修学支援制度を実現し、全ての子どもが希望する教育を受けられる環境を整備し、令和4年度から都道府県の職業実践専門課程に対する補助について特別交付税措置が図られたが、少子高齢化や人口減少が進む本道においては地域産業の担い手となる専門職業人材の養成は喫緊の課題であり、関係府省が連携してさらに取り組む必要がある。

よって、国においては、地域産業を担う専門的職業人材を育成するための教育がさらに重要性を増していることや、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないため、大学等と比較し、様々な格差が生じている現状等に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 少子化・高齢化などの人口減少に伴い、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、教育条件の維持向上と経営基盤安定のため、既存の大学等に準じた新たな財政支援措置を講ずること。
 - 2 私立専修学校等における実践的職業教育の質保証・向上を図り、多様な社会的要請に応えていくため、職業実践専門課程を着実に推進するとともに、学びのセーフティネットの重要な役割を果たしている高等課程に対して職業実践専門課程と同様に財政支援措置を講ずること。
 - 3 私立専修学校等の施設に対する恒久的な災害復旧補助制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮

意見案第3号

将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書

本道においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、道民の医療や介護に対するニーズが多様化、高度化する中、将来にわたって、道民が安心して良質な医療や介護サービスを受けることができる体制の確保が求められている。

こうした中、本年11月に開催された財政制度等審議会では、令和6年度診療報酬改定について、診療報酬全体をマイナス改定とすることが適当であるとされ、診療所の報酬単価については、経常利益率が全産業やサービス産業と比較して同程度となるよう、5.5%程度引き下げるとされた。その上で、現場従事者の処遇改善に向けて、毎年生じる単価増・収入増を原資とすることを基本としつつ、利益剰余金の活用、強化される賃上げ税制の活用、その他賃上げ実績に応じた報酬上の加算措置を検討すべきことが示された。

医療や介護を安定して提供するためには、物価高騰・賃金上昇等も踏まえた適正な診療報酬や介護報酬の設定が必要であり、その確保が図られることで、医師・看護師等の人材を含め、地域に必要なサービス提供体制が整備され、国民の安全で安心な生活を支えることが可能となる。

また、社会保険診療に係る消費税は、現在非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされており、社会保険診療報酬への上乗せ措置が講じられてきているものの、医療機関ごとの仕入れの実態等を適切に反映していない。このため、税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の懸命な自助努力により地域医療提供体制が維持されているのが実態である。

よって、国においては、人生100年時代を迎える中、将来にわたり、国民誰もが幸福な生活を送るため、必要な医療・介護を安心して受けられるよう、持続可能な社会保障制度の確立に向け、適切な財源確保の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
規制改革担当大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮

意見案第4号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、「共生社会の実現を推進する認知症基本法」が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を」という目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、国においては、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現するため、次の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。
- 2 地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。
- 3 地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。
- 4 認知症の人の働きたいというニーズをかなえる環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

- 5 独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
- 6 身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。
- 7 全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）、さらに認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけない、など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	

北海道議会議長 富原 亮

意見案第5号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われており、国連世界食糧計画(WFP)では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、国においては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。
- 2 食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。
- 3 子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。
- 4 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣(子ども政策)
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

各通

北海道議会議長 富原 亮